

豊田市非木造住宅等耐震化促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則(昭和45年規則第34号)に定めるもののほか、非木造住宅等の耐震診断、耐震改修設計及び耐震改修工事(以下「耐震化促進事業」という。)に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付目的)

第2条 この補助金は、旧基準建築物等の所有者等が行う耐震化促進事業に要する費用を補助することによって当該耐震化促進事業の実施を促し、もって地震発生時における旧基準建築物の倒壊等による被害の軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 一戸建ての住宅、長屋、共同住宅及び店舗等の用途を兼ねる住宅(店舗等の用に供する部分の床面積が、延べ面積の2分の1未満のものに限る。)をいう。
- (2) マンション 共同住宅のうち耐火建築物又は準耐火建築物であつて、原則として延べ面積が1,000㎡以上かつ地階を除く階数が3階以上のものをいう。この場合において、分譲又は賃貸のいずれの形式であるかを問わない。
- (3) 特定既存耐震不適格建築物 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。)第14条に規定する建築物をいう。
- (4) 要安全確認計画記載建築物 耐震改修促進法第7条に規定する建築物をいう。
- (5) 非木造住宅 豊田市民間木造住宅耐震改修工事等補助金交付要綱(平成15年7月1日施行)において補助対象となる木造住宅(以下「補助対象木造住宅」という。)以外の住宅をいう。ただし、特殊な構造(型式住宅、組積造、補強コンクリートブロック造等)のものを除く。
- (6) 所有者等 建築物を所有(区分所有を含む。以下同じ。)し、又は管理している者(国、地方公共団体その他公の機関を除く。)をいう。
- (7) 建築士 耐震診断、耐震改修設計、耐震改修工事監理を行う者で、建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第2項に規定する一級建築士、又は同条第3項に規定する二級建築士である者をいう。
- (8) 旧基準建築物 昭和56年5月31日以前に着工された建築物をいう。
- (9) 耐震診断 耐震改修促進法第4条の規定に基づく建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成18年国土交通省告示第184号。以下「告示第184号」という。)の<別添>建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項(以下「技術上の指針事項」という。)第1に規定する建築物の耐震診断の指針に基づき、建築士が、建築物の地震に対する安全性を評価することをいう。

(10) 耐震改修設計 技術上の指針事項第2に規定する建築物の耐震改修の指針に基づき、建築士が、建築物が地震に対して安全な構造となるように行う設計であって、非木造の建築物にあっては告示第184号別表第6に規定する構造耐震指標及び保有水平耐力に係る指標の(三)となるように、木造3階建ての建築物にあっては告示第184号別表第1に規定する構造耐震指標の(三)となるように、それ以外の構造の建築物にあっては告示第184号別表第6に規定する構造耐震指標及び保有水平耐力に係る指標の(三)となるように改修するための設計をいう。

(11) 耐震改修工事 耐震改修設計に基づいて行う改修工事で、当該耐震改修設計を行った建築士が併せて工事監理を行うものをいふ。ただし、特別な事由があると市長が認めた場合は、当該耐震改修設計を行った建築士以外の建築士が工事監理をすることができ

(補助事業等)

第4条 補助金の交付対象となる事業(以下「補助事業」という。)、補助金の交付対象となる経費及び補助金の額は、別表第1に定めるもののほか、社会資本総合交付金交付要綱(令和元年10月9日国官会第18067号)の定めるところによる。

2 前項の補助金の額の算定に当たって千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助対象者)

第5条 補助金の交付を受けることができる所有者等(以下「補助対象者」という。)は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 現に使用されている旧基準建築物(要安全確認計画記載建築物にあっては、現に使用されていないものを含む。)を所有し、又は管理している者であること。

(2) 所有し、又は管理している旧基準建築物が、都市計画法、建築基準法その他の法令に違反していないこと。

(3) 市税を滞納していないこと。

(4) 耐震診断にあっては、専門的機能を有すると市長が認める機関(以下「専門機関」という。)の耐震診断判定を受けること。ただし、一戸建て非木造住宅の耐震診断の場合を除く。

(5) 耐震改修設計又は耐震改修工事にあつては、耐震改修促進法第17条第3項の規定に基づく建築物の耐震改修の計画の認定(以下「耐震改修計画認定」という。)を受けて実施すること。ただし、補助対象木造住宅の耐震改修設計又は耐震改修工事の場合を除く。

(補助対象者の適用除外)

第6条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助対象者とし

(1) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

(2) 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

(3) 暴力団員が役員となっている団体

(4) 暴力団員又は暴力団と密接な関係を有している団体

(事前相談)

第7条 補助対象者が補助事業を行おうとするときは、あらかじめ市長に豊田市非木造住宅等耐震化促進事業事前相談書(様式第1号)

を提出しなければならない。

2 前項の事前相談書で耐震改修工事業は、補助金の交付を受けようとする年度の前年度の8月31日までに提出しなければならない。

3 第1項の事前相談書には、案内図、配置図及び旧基準建築物であることを証する書類として、次のいずれかを添付しなければならない。

- (1) 建築確認通知書又は検査済証の写し
- (2) 固定資産課税台帳登録証明書（家屋）の写し
- (3) 建物の登記事項証明書の写し

（交付の申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「交付申請者」という。）は、第4条第1項に規定する補助事業に着手する前に、豊田市非木造住宅等耐震化促進事業補助金交付申請書（様式第2号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 耐震診断の場合

ア 耐震診断費及び耐震診断評定（一戸建ての非木造住宅を除く。）の見積書の写し

イ 案内図

ウ 配置図

エ 各階平面図

オ 交付申請者が管理組合の場合は、組合規約及び耐震診断の実施に係る議決書又はそれに代わるもの

カ 建物の所有者と入居者が異なる場合は、所有権等を有する者全員の同意を得たことを証する書面

キ 補助金振込先金融機関報告書（様式第3号）

ク その他市長が必要と認める書類

(2) 耐震改修設計の場合

ア 耐震改修設計及び評定に必要な見積書の写し（補助対象木造住宅を除く。）

イ 耐震診断義務付け対象建築物であることの確認書（要安全確認計画記載建築物の場合のみ）

ウ 前号イからクまでに掲げる書類（オ中「耐震診断」とあるのは「耐震改修設計」とする）

(3) 耐震改修工事の場合

ア 耐震改修工事費の積算内訳書

イ 耐震改修計画認定の申請図書の写し（補助対象木造住宅を除く。）

ウ 耐震改修計画認定の認定書の写し（補助対象木造住宅を除く。）

エ 全体計画の承認書の写し（単年度の事業計画の場合を除く。）

オ 補助金振込先金融機関報告書（様式第3号）

カ 耐震診断義務付け対象建築物であることの確認書（要安全確認計画記載建築物の場合のみ）

キ その他市長が必要と認める書類

（交付の決定等）

第9条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めるときは、予算の範囲内において交付の決定をし、その旨を豊田市非木造住宅等耐震化促進事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により、交付申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、必要があると認めるときは、これに条件を付することができる。

(着手の届出)

第10条 交付申請者は、補助事業に着手したときは、豊田市非木造住宅等耐震化促進事業着手届(様式第5号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 契約書の写し

(2) 工程表

(3) 工事着手前の写真(耐震改修工事の場合のみ)

(4) 耐震診断者、設計業者又は工事監理者、工事請負者及び管理組合等の場合はその担当者の氏名、連絡先等を記載した書類

2 前項の着手届は、補助金の交付の決定があった日から起算して30日以内に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めた場合は、この限りでない。

(地位の承継)

第11条 交付申請者が死亡した場合において、当該交付申請者の承継人が、交付決定を受けた内容で補助事業を行う意思があるときは、市長の承認を受けてその地位を承継することができる。

2 交付申請者が、破産等やむを得ない事情により第三者に地位を承継する場合において、当該交付申請者の承継人が、交付決定を受けた内容で補助事業を行う意思があるときは、市長の承認を受けてその地位を承継することができる。

3 交付申請者は、前2項の場合を除き、補助金の交付を受ける権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。ただし、豊田市耐震等関連事業に係る補助金代理受領に関する事務取扱要領に定めるところにより、補助金の受領を当該補助事業の工事請負契約を締結した者(以下「事業者」という。)へ委任する場合(以下「代理受領」という。)はこの限りでない。

(中間検査)

第12条 交付申請者は、市長から耐震改修工事の工程を指定して中間検査を行う旨の条件を付されたときは、市長が指定した工程に達する前に、豊田市非木造住宅等耐震化促進事業中間検査申請書(様式第6号)に中間検査を行う箇所の分かる図面を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の中間検査申請書が提出されたときは、速やかに当該耐震改修工事が適切に実施されているか否かについての中間検査を行うものとする。

3 市長は、前項の中間検査を行った結果、当該耐震改修工事が適切に実施されていないと認めるときは、適切に実施するよう交付申請者を指導するものとする。

4 前項の場合において、交付申請者が指導に従わない場合は、市長は、当該耐震改修工事に係る補助金の交付決定を取り消すことができるものとする。

(補助事業の変更)

第13条 交付申請者は、補助金の額に変更を生じる補助事業の内容の変更をしようとする場合は、当該変更に着手する前に、豊田市非木造住宅等耐震化促進事業計画変更承認申請書(様式第7号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 変更後の補助対象経費の見積書の写し

- (2) 当初契約書の写し
- (3) 変更契約書の写し
- (4) 変更図書等の変更内容が分かる書類
- 2 市長は、前項の計画変更承認申請書が提出されたときは、その内容を審査し、第9条第1項の規定による決定を変更することができる。
- 3 市長は、前項の規定により補助金の交付の変更を承認したときは、豊田市非木造住宅等耐震化促進事業補助金変更決定通知書（様式第8号）により、交付申請者に通知するものとする。
- 4 交付申請者は、補助金の額に変更を生じない補助事業の内容の変更をしようとする場合は、当該変更に着手する前に、豊田市非木造住宅等耐震化促進事業変更届（様式第9号）に変更図書等の変更内容が分かる書類を添付して、市長に提出しなければならない。
（取下げ・中止届）
- 第14条 交付申請者は、補助事業の取下げ又は中止をしようとするときは、補助金の交付決定があつた日の属する年度の1月末日までに、豊田市非木造住宅等耐震化促進事業取下げ・中止届（様式第10号）に補助金交付決定通知書の写しを添付して、市長に提出しなければならない。
（遂行命令等）
- 第15条 市長は、必要があると認める場合は、交付申請者に対して補助事業の遂行に関して必要な指導、助言及び指示を行い、又は必要な報告を求めることができる。
- 2 市長は、交付申請者が交付決定の内容及びこれに付した条件に従って補助事業を行っていないと認めた場合は、交付決定の内容に従って当該補助事業を遂行するよう命じることができる。
- 3 市長は、交付申請者が前項の命令に従わない場合は、補助事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。
（完了実績報告等）
- 第16条 交付申請者は、補助事業が完了したときは、当該補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があつた日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、豊田市非木造住宅等耐震化促進事業完了実績報告書（様式第11号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。
 - (1) 耐震診断の場合
 - ア 耐震診断結果報告概要書（様式第12号）
 - イ 専門機関の耐震診断評定書（一戸建ての非木造住宅を除く。）
 - ウ 立面図、各階平面図、各伏せ図及び軸組図
 - エ 領収書の写し
 - オ その他市長が必要と認める書類
 - (2) 耐震改修設計の場合
 - ア 耐震評定結果報告概要書（様式第13号）
 - イ 耐震改修計画認定の認定通知書の写し（補助対象木造住宅を除く。）
 - ウ 前号ウからオまでに掲げる図書
 - (3) 耐震改修工事の場合
 - ア 施工状況が確認できる写真
 - イ 第一号エ、オに掲げる図書
- 2 市長は、前項の完了実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、そ

の旨を交付申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第17条 交付申請者は、前条第2項による確定の通知を受けた日から起算して10日以内に、市の指定様式による請求書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書が提出された場合は、遅滞なく補助金を交付するものとする。ただし、代理受領を行う場合は事業者に補助金を交付する。

(交付決定の取消し)

第18条 市長は、交付申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、豊田市非木造住宅等耐震化促進事業補助金交付決定取消通知書(様式第14号)により、交付申請者に通知するものとする。

(1) 虚偽の申請その他不正の行為により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定内容、当該決定に付した条件その他法令又はこの要綱の規定に違反したとき。

(3) 第6条各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき。

(4) その他市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

2 前項の取消しを行った場合において、既に補助金を交付しているときは、市長は、当該補助金の全部又は一部を返還させなければならない。

(書類の保管)

第19条 交付申請者は、補助事業の収支に関する帳簿、領収書等の関係書類を整理するとともに、補助金の交付を受けた年度の終了の日から5年間、これらを保管しなければならない。

(全体設計の承認)

第20条 交付申請者は、耐震改修工事事業が複数年度にわたる場合は、初年度の補助金交付申請の前に、豊田市非木造住宅等耐震化促進事業全体設計(変更)承認申請書(様式第15号)に全体設計表(様式第16号)と次に掲げる各号の書類を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。事業費の総額を変更する場合も同様とする。

(1) 位置図、配置図、各階平面図

(2) 補助対象等を表示した図面等(年度別計画を表示したもの)

(3) 工程表

2 市長は、前項の全体設計(変更)承認申請書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、当該全体設計又は全体設計の変更を承認し、その旨を交付申請者に通知するものとする。

3 前項の規定による承認を受けた交付申請者は、毎年度、豊田市非木造住宅等耐震化促進事業補助金交付申請書を、市長に提出しなければならない。

(委任)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日に限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、交付申請がなされた補助金に関しては、同日後も、なお効力を有する。

別表第1（第4条関係）
補助事業、補助対象経費及び補助金の額

補助事業の区分		補助金の額
事業の区分	経費	
耐震診断	一戸建て非木造住宅耐震診断費補助事業	1棟ごとの耐震診断に要する経費と、136千円を比較して、いずれか少ない額の3分の2以内の額とする。
	一戸建て以外非木造住宅耐震診断費補助事業	1棟ごとの耐震診断に要する経費と別表第2の基準額のいずれか少ない額の3分の2以内の額とし、2,202千円を限度とする。
	特定不適耐震診断促進条同示物に限り、既存建築物耐震改修第1号及び第3号建築物（耐震改修第1号及び第3号建築物）	1棟ごとの耐震診断に要する経費と別表第2の基準額のいずれか少ない額の3分の2以内の額とし、2,202千円を限度とする。
耐震改修設計	非木造住宅耐震改修設計（マシンのものに限り）	1棟ごとの耐震改修設計に要する経費と、延べ面積に1㎡当たり34,100円を乗じて得た額にさらに3.5%乗じた額に263,000円を加算した額のいずれか少ない額の3分の2以内の額とし、1,965千円（一戸建て住宅の場合は294千円）を限度とする。
	マシン耐震改修設計	1棟ごとの耐震改修設計に要する経費と、当該建築物の延べ面積に1㎡当たり34,100円を乗じて得た額にさらに3.5%乗じた額に263,000円を加算した額のいずれか少ない額の3分の2以内の額とし、1,965千円を限度とする。
	特定不適耐震改修促進条同示物に限り、既存建築物耐震改修第1号及び第3号建築物	1棟ごとの耐震改修設計に要する経費と、当該建築物の延べ面積に1㎡当たり34,100円を乗じて得た額にさらに3.0%乗じた額に263,000円を加算した額のいずれか少ない額の3分の2以内の額とし、1,190千円を限度とする。

	<p>る建築物に限る)</p> <p>要安全確認計 画記載建築物 耐震改修設計 費補助事業 (耐震改修促 進法第7条第 2号の建築物 に限り、非木 造住宅を除く)</p>		<p>の建築物にあつては2, 434千円を限度とする。</p>
耐震改修工事	<p>非木造住宅耐 震改修工事費 補助事業(マ ンション以外 のものに限る)</p>	<p>旧基準建築物が修 改するに必要経費</p>	<p>1棟ごとの耐震改修工事に要する経費の23%に相当する額と該建築物の延べ面積に1㎡当たり34,100円を乗じて得た額の23%に相当する額のいずれか少ない額の3分の2以内の額とし、11,764千円(一戸建て住宅の場合は784千円)を限度とする。</p>
	<p>マンション耐 震改修工事費 補助事業</p>		<p>1棟ごとの耐震改修工事に要する経費の23%に相当する額と該建築物の延べ面積に1㎡当たり50,200円を乗じて得た額の23%に相当する額のいずれか少ない額の3分の2以内の額とする。</p>
	<p>特定既存耐震 不適格建築物 改修工事(震 改修工業耐震 助進法第1号 だし促される 修4条第1号 物に限り)</p>		<p>1棟ごとの耐震改修工事に要する経費と該建築物の延べ面積にマンションを除く住宅にあつては1㎡当たり34,100円を、マンションにあつては1㎡当たり50,200円を、それ以外の建築物にあつては1㎡当たり51,200円を乗じて得た額のいずれか少ない額の3分の2以内の額と</p>

別表第2
基準額

延べ面積区分	基準額
面積 1, 000 m ² 以内の部分	面積に 1 m ² 当たり 3, 670 円を乗じて得た額
面積 1, 000 m ² を超え、2, 000 m ² 以内の部分	面積に 1 m ² 当たり 1, 570 円を乗じて得た額
面積 2, 000 m ² を超える部分	面積に 1 m ² 当たり 1, 050 円を乗じて得た額

豊田市長 様

（相談者） 氏 名

住 所

氏名又は名称（法人の場合は代表者の氏名）

電話番号 （ ）

豊田市非木造住宅等耐震化促進事業事前相談書

次の建築物について、耐震診断 耐震改修設計 耐震改修工事 に係る補助金の交付を受けたいので、豊田市非木造住宅等耐震化促進事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により提出します。

1.事前相談に係る建築物の概要

(1)名称 _____

(2)位置 _____

(3)主要用途 _____

(4)規模等 _____

ア.敷地面積 _____ m²

イ.建築面積 _____ m²

ウ.延べ面積 _____ m²

エ.構造 木造3階建て・鉄骨造・鉄筋コンクリート造・混構造・その他()

オ.階数 地上 階、地下 階、PH 階

(5)工事等予定年月日 _____ 年 月 日～ _____ 年 月 日

(6)建築物の建築又は着工年月日 昭和 _____ 年 月 日

(7)建築基準法等の規定違反の有無 有 ・ 無

(違反内容、改善について)

(_____ 年 月 日までに改善します。)

2.代理者(設計者)の氏名等

(1)事務所登録 (一級・二級) 建築士事務所 () 知事登録第 _____ 号

(2)事務所名称 _____

(3)事務所の所在地 _____

(3)電話番号 () _____

(4)資格 (一級・二級) 建築士 () 登録第 _____ 号

(5)氏名 _____

※受 付 欄	※決 済 欄	※処 理 欄
年 月 日		年 月 日
第 _____ 号		
係員印		係員印

記入上の注意

- ※印のある欄には、記入しないで下さい。
- のところは、該当するものにレ印を付してください。

豊田市長 様

（申請者） 氏 名

住 所

氏名又は名称（法人の場合は代表者の氏名）

電話番号 （ ）

豊田市非木造住宅等耐震化促進事業補助金交付申請書

次の建築物について、耐震診断 耐震改修設計 耐震改修工事 に係る補助金の交付を受けたいので、豊田市非木造住宅等耐震化促進事業補助金交付要綱第8条の規定により申請します。

補助事業の名称		
申請に係る建築物	名 称	
	所 在 地	豊田市
	構 造	
	規 模 等	地上 階、地下 階、P H 階 延べ面積 m ²
	建 築 時 期	昭和 年 月 日 <input type="checkbox"/> 着工 <input type="checkbox"/> 竣工
	建 築 確 認	昭和 年 月 日 第 号
	区 分	<input type="checkbox"/> 一戸建住宅 <input type="checkbox"/> 住宅以外 <用途 > <input type="checkbox"/> 戸建以外住宅 <input type="checkbox"/> マンション（ <input type="checkbox"/> 賃貸 <input type="checkbox"/> 分譲）< 戸 >
<input type="checkbox"/> 診断者 <input type="checkbox"/> 改修設計者 <input type="checkbox"/> 工事監理者	事務所登録 <input type="checkbox"/> 一級： <input type="checkbox"/> 二級 建築士事務所（ ）知事登録第 号 事務所名称 電話番号 （ ） 資格 <input type="checkbox"/> 一級： <input type="checkbox"/> 二級 建築士（ ）登録第 号 氏名	
事業の予定工期	年 月 日 ~ 年 月 日	
補助対象経費	円	
補助申請額	円	

記入上の注意 のところは、該当するものにレ印を付してください。

添付書類 豊田市非木造住宅等耐震化促進事業補助金交付要綱第8条に定める書類

（申請者）〒 -

住 所

氏名又は名称（法人の場合は代表者の氏名）

電話番号 （ ）

補助金振込先金融機関報告書

金 融 機 関 名	銀行 金庫 農協	本店（所） 支店 支所
預 金 の 種 類	普通 ・ 当座	（該当を○で囲む。）
<input type="checkbox"/> 座 番 号		
<input type="checkbox"/> フ リ ガ ナ		
<input type="checkbox"/> 座 名 義		

記入上の注意 のところは、該当するものにレ印を付してください。

(申請者)

様

豊田市長

豊田市非木造住宅等耐震化促進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました豊田市非木造住宅等耐震化促進事業補助金について、豊田市非木造住宅等耐震化促進事業補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により、下記のとおり交付を決定しましたので、同項の規定により通知します。

補助事業の名称		
補助事業の種類		<input type="checkbox"/> 耐震診断 <input type="checkbox"/> 耐震改修設計 <input type="checkbox"/> 耐震改修工事
補助金の額		金 円
対象建築物	名称	
	所在地	豊田市
	規模等	地上 階、地下 階、PH 階 延べ面積 m ²

記入上の注意 のところは、該当するものにレ印を付してください。

備考 この補助金の交付の条件は、次のとおりとします。

1 中間検査の実施について

中間検査を行う工程の指定

上記の指定した工程に達する前に、豊田市非木造住宅等耐震化促進事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第 12 条第 1 項に規定する中間検査申請書（様式 6 号）を提出すること。

- 補助事業の内容を変更しようとする場合は、交付要綱第 13 条第 1 項及び第 4 項に規定する必要な手続きを行うこと。
- 補助事業を取下げ又は中止する場合は、交付要綱第 14 条規定する必要な手続きを行うこと。
- 予定期間内に補助事業を完了できない場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- 補助事業の収支に関する帳簿を備え、領収書等の関係書類を整理するとともに、これらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度の終了の日から 5 年間、これらを保管すること。

豊田市長 様

（申請者）〒 -

住 所

氏名又は名称（法人の場合は代表者の氏名）

電話番号 （ ）

豊田市非木造住宅等耐震化促進事業着手届

年 月 日付け豊 発第 号で交付決定通知のありました豊田市非木造住宅等耐震化促進事業に着手しましたので、豊田市非木造住宅等耐震化促進事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

補助事業の名称		
補助事業の種類		<input type="checkbox"/> 耐震診断 <input type="checkbox"/> 耐震改修設計 <input type="checkbox"/> 耐震改修工事
対象建築物	名 称	
	所 在 地	豊田市
	規 模 等	地上 階、地下 階、PH 階 延べ面積 m ²
着 手 内 容		
着 手 年 月 日		年 月 日
完 成 予 定 年 月 日		年 月 日

1 記入上の注意 のところは、該当するものにレ印を付してください。

2 添付書類

(1) 契約書の写し

(2) 工程表

(3) 着手前写真（耐震改修工事のみ）

(4) 耐震診断者、設計者又は工事監理者、工事請負者及び管理組合等の場合はその担当者の連絡先等を記載した書類

豊田市長 様

（申請者）〒 -

住 所

氏名又は名称（法人の場合は代表者の氏名）

電話番号 （ ）

豊田市非木造住宅等耐震化促進事業中間検査申請書

年 月 日付け豊 発第 号で交付決定通知のありました豊田市非木造住宅等耐震化促進事業の中間検査を受けたいので、豊田市非木造住宅等耐震化促進事業補助金交付要綱第12条第1項の規定により申請します。

補助事業の名称		
補助事業の種類		<input type="checkbox"/> 耐震診断 <input type="checkbox"/> 耐震改修設計 <input type="checkbox"/> 耐震改修工事
対象建築物	名 称	
	所 在 地	豊田市
	規 模 等	地上 階、地下 階、PH 階 延べ面積 m ²
中間検査内容		
中間検査予定日		年 月 日
完成予定年月日		年 月 日

- 1 記入上の注意 のところは、該当するものにレ印を付してください。
- 2 添付書類 中間検査を行う箇所が分かる図面

豊田市長 様

（申請者） 〳 -

住 所

氏名又は名称（法人の場合は代表者の氏名）

電話番号 （ ）

豊田市非木造住宅等耐震化促進事業補助金計画変更承認申請書

年 月 日付け豊 発第 号で交付決定通知のありました豊田市非木造住宅等耐震化促進事業について、下記のとおり補助事業の内容を変更したいので、豊田市非木造住宅等耐震化促進事業補助金交付要綱第13条第1項の規定により申請します。

補助事業の名称		
補助事業の種類		<input type="checkbox"/> 耐震診断 <input type="checkbox"/> 耐震改修設計 <input type="checkbox"/> 耐震改修工事
対象建築物	名 称	
	所 在 地	豊田市
	規 模 等	地上 階、地下 階、PH 階 延べ面積 m ²
変 更 の 内 容		
変 更 の 理 由		
補助対象経費	変 更 前 の 額	金 円
	変 更 後 の 額	金 円
	差 引 増 減 額	金 円
補助金額	交 付 決 定 額	金 円
	変 更 交 付 申 請 額	金 円
	差 引 増 減 額	金 円

1 記入上の注意 □のところは、該当するものにレ印を付してください。

2 添付書類

- (1) 変更後の補助対象経費の見積書の写し
- (2) 当初契約書の写し
- (3) 変更契約書の写し
- (4) 変更図書等変更内容が分かる書類

(申請者)

様

豊田市長

豊田市非木造住宅等耐震化促進事業補助金変更決定通知書

年 月 日付けで申請のありました豊田市非木造住宅等耐震化促進事業補助金の変更について、下記のとおり変更を承認しましたので、豊田市非木造住宅等耐震化促進事業補助金交付要綱第13条第3項の規定により通知します。

補助事業の名称		
補助事業の種類		<input type="checkbox"/> 耐震診断 <input type="checkbox"/> 耐震改修設計 <input type="checkbox"/> 耐震改修工事
対象建築物	名称	
	所在地	豊田市
	規模等	地上 階、地下 階、PH 階 延べ面積 m ²
補助金交付 変更の内容		
変更決定額		変更前 金 円 変更後 金 円

豊田市長 様

(申請者) 氏 名

住 所

氏名又は名称（法人の場合は代表者の氏名）

電話番号 ()

豊田市非木造住宅等耐震化促進事業変更届

年 月 日付け豊 発第 号で交付検定のありました豊田市非木造住宅等耐震化促進事業につきまして、下記のとおり補助事業の内容を変更したいので、豊田市非木造住宅等耐震化促進事業補助金交付要綱第13条第4項の規定により届け出ます。

補助事業の名称		
補助事業の種類		<input type="checkbox"/> 耐震診断 <input type="checkbox"/> 耐震改修設計 <input type="checkbox"/> 耐震改修工事
対象建築物	名 称	
	所 在 地	豊田市
	規 模 等	地上 階、地下 階、PH 階 延べ面積 m ²
補助金の交付決定額		金 円
変 更 の 内 容		
変 更 の 理 由		

- 1 記入上の注意 のところは、該当するものにレ印を付してください。
- 2 添付書類 変更図書等の変更内容が分かる書類

豊田市長 様

（申請者）〒 -

住 所

氏名又は名称（法人の場合は代表者の氏名）

電話番号 （ ）

豊田市非木造住宅等耐震化促進事業補助金事業取下げ・中止届

年 月 日付け豊 発第 号で交付決定通知のありました豊田市
非木造住宅等耐震化促進事業につきまして、下記のとおり 取下げ 中止 したいので、豊
田市非木造住宅等耐震化促進事業補助金交付要綱第14条の規定により届け出ます。

補助事業の名称		
補助事業の種類		<input type="checkbox"/> 耐震診断 <input type="checkbox"/> 耐震改修設計 <input type="checkbox"/> 耐震改修工事
対象建築物	名 称	
	所 在 地	豊田市
	規 模 等	地上 階、地下 階、PH 階 延べ面積 m ²
補助金の交付決定額		金 円
取下げ又は中止の理由		

- 1 記入上の注意 のところは、該当するものにレ印を付してください。
- 2 添付書類 補助金交付決定通知書の写し

豊田市長 様

(申請者) 氏 名

住 所

氏名又は名称（法人の場合は代表者の氏名）

電話番号 ()

豊田市非木造住宅等耐震化促進事業完了実績報告書

年 月 日付け豊 発第 号で交付決定通知のありました豊田市非木造住宅等耐震化促進事業を下記のとおり完了しましたので、豊田市非木造住宅等耐震化促進事業補助金交付要綱第16条第1項の規定により報告します。

補助事業の名称		
補助事業の種類		<input type="checkbox"/> 耐震診断 <input type="checkbox"/> 耐震改修設計 <input type="checkbox"/> 耐震改修工事
対象建築物	名 称	
	所 在 地	豊田市
	規 模 等	地上 階、地下 階、PH 階 延べ面積 m ²
補助金の交付決定額		金 円
着 手 年 月 日		年 月 日
完 了 年 月 日		年 月 日
補助事業の成果		
完了の確認		補助事業完了確認者の氏名 _____ 建築士資格 <input type="checkbox"/> 一級建築士 <input type="checkbox"/> 二級建築士 ()登録第 _____号

1 記入上の注意 のところは、該当するものにレ印を付してください。

2 添付書類 豊田市非木造住宅等耐震化促進事業補助金交付要綱第16条第1項に定める書類

耐震診断結果報告概要書

【建築物耐震診断の概要】

1 所有者	住所 氏名又は名称 ※所有者が複数の場合は、すべての所有者を記入してください。
2 対象建築物の概要	所在地 豊田市
	建物の名称
	構造 造
	階数 地上 階、地下 階、PH 階
	用途
	延べ面積 m ²
	建築年 昭和 年（西暦 年）
	図面の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
3 診断者	事務所登録 <input type="checkbox"/> 一級・ <input type="checkbox"/> 二級 建築士事務所（ ） 知事登録第 号
	事務所名称
	事務所の所在地
	電話番号（ ）
	資格 <input type="checkbox"/> 一級・ <input type="checkbox"/> 二級 建築士（ ） 登録第 号
	氏名
4 耐震診断に要した費用	金 円
5 耐震診断の期間	年 月 日 ～ 年 月 日
6 設計者	事務所登録 <input type="checkbox"/> 一級・ <input type="checkbox"/> 二級 建築士事務所（ ） 知事登録第 号
	事務所名称
	事務所の所在地
	電話番号（ ）
	資格 <input type="checkbox"/> 一級・ <input type="checkbox"/> 二級 建築士（ ） 登録第 号
	氏名
7 施工者	会社の名称
	建設業の許可 <input type="checkbox"/> 大臣 <input type="checkbox"/> （ ）知事 第 号
	会社の所在地
	電話番号（ ）

耐震評定結果報告概要書

1 対象建築物	名称	
	所在地	
	用途	
	規模等	地上 階、地下 階、PH 階 延べ面積 m ²
2 所有者	住所	
	氏名	
3 診断者 (評定者)	名称	
	所在地	
	診断年月日 (評定年月日)	年 月 日
4 診断結果の概要 (評定結果の概要)		
5 構造部材強度		
6 耐震診断の方針		
7 建築物の性質		
8 総合所見		

（申請者）

様

豊田市長

豊田市非木造住宅等耐震化促進事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け豊 発第 号で交付の決定をした豊田市非木造住宅等耐震化促進事業補助金につきまして、豊田市非木造住宅等耐震化促進事業補助金交付要綱第18条第1項の規定により下記のとおり下記のとおり当該交付決定を取り消しましたので、同項の規定により通知します。

No. _____

補助事業の名称		
補助事業の種類		<input type="checkbox"/> 耐震診断 <input type="checkbox"/> 耐震改修設計 <input type="checkbox"/> 耐震改修工事
対象建築物	名称	
	所在地	豊田市
	規模等	
取消しの内容		
取消しの理由		

年 月 日

豊田市長 様

（申請者）〒 -

住 所

氏名又は名称（法人の場合は代表者の氏名）

電話番号 （ ）

豊田市非木造住宅等耐震化促進事業全体設計（変更）承認申請書

豊田市非木造住宅等耐震化促進事業について、下記のとおり 全体設計 全体設計（変更）の承認を受けたいので、豊田市非木造住宅等耐震化促進事業補助金交付要綱第20条第1項の規定により申請します。

- 1 補助事業の名称 豊田市非木造住宅等耐震化促進事業（耐震改修工事）
- 2 全体設計を必要とする理由
- 3 総事業費 金 円
- 4 事業年度及び年度ごとの事業費 添付した全体計画表のとおり
- 5 事業の予定工期 (自) 年 月 日 から
(至) 年 月 日

1 記入上の注意 のところは、該当するものにレ印を付してください。

2 添付書類

- (1) 全体設計表
- (2) 位置図、配置図、各階平面図、補助対象等を表示した図面等
- (3) 工程表

全 体 設 計 表

事業区分	事業費（千円）			備考
	全体計画	年度別計画		
		年度	年度	
豊田市非木造住宅等耐震化促進事業（耐震改修工事）				
住宅（マンションを除く）の耐震改修に関する事業				
建築物又はマンションの耐震改修に関する事業				
緊急輸送道路沿道の住宅及び建築物の耐震改修に関する事業				
避難路沿道等の分譲マンションの耐震改修に関する事業				